山口大学医学部救急医学同門会賞内規

第一条　この内規は、山口大学医学部救急医学同門会会則第3条第4項の規定により、同門会資金を基金として、山口大学医学部救急医学同門会に業績賞の制度を設け、その授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条

1. 本業績賞は山口大学医学部救急医学同門会賞（以下「本賞」という）と称し、応募時点で医学部救急医学同門会会員であり、次のいずれかの業績を挙げた者のうちから審査により授与する。
   一　極めて独創性に富む業績若しくは医学の水準を著しく向上せしめたと認められる業績
   二　将来の発展が著しく期待される研究業績
2. 本賞の授賞の対象となる業績は、応募締切日から過去3年以内に公表された論文とする。

第三条

1. 本賞に応募しようとする者は、次の必要書類等を作成し、毎年1月1日から3月末日迄に救急医学事務室を経て会長に提出するものとする。
   一　業績審査願1通
   二　業績別冊1部

第四条

1. 業績の審査は、選考委員で行う。選考委員は、山口大学医学部救急医学同門会会長および会長が委嘱した同門会員とする。
2. 審査は、翌年の山口大学医学部救急医学同門会総会開催日の約1ヶ月前までに終了するものとする。

第五条

1. 本賞の受賞者には、表彰状及び奨励金を授与し表彰する。
2. 本賞の授与は、山口大学医学部救急医学同門会総会において行う。

第七条

1. 本賞の受賞者は、授賞の対象となった研究業績の要旨を山口大学医学部救急医学同門会総会で発表するものとする。

附則

この内規は、平成27年10月25日から施行し、平成27年10月25日から適用する。